

第4章

アメリカ公民教育(CIVITAS)における 政治教育

- 1、“CIVITAS”とは
- 2、日米の公民教育カリキュラム
- 3、公民的徳(Civic Virtue)
- 4、公民的参加(Civic Participation)
- 5、公民的知識と技能(Civic Knowledge and Skills)

1989年（平成元）の「高等学校学習指導要領」は、教育課程審議会の答申を踏まえて、社会科を再編成し 地理歴史科と公民科の2教科に分割した。これにより高校の公民教育は、「公民科」という新たな独立した教科として、その内容の充実と教科としてのまとまりが要請されることとなった。社会科が再編成された理由として、第1に、専門性を考慮して、より専門的、系統的な学習へ発展させるようその再編成が求められたこと、第2に、社会の変化、特に国際化の進展に則して教科の設定に関する改善を図ったことが挙げられている⁽¹⁾。確かに近年の国際情勢の急激な変化は、我々の想像をはるかに超えるものであり、これらと最も緊密な関係のある公民教育が、新たな脱皮を求められていることは、新しい教科の設定がなくとも当然求められているところであった。

これに呼応するかのように、1991年、アメリカにおいて画期的な公民教育のためのフレームワーク“CIVITAS”が発行された⁽²⁾。665ページの大部な“CIVITAS”は、公民教育センター（Center for Civic Education）と公民的資質向上協会（Council for the Advancement of Citizenship）の共同プロジェクトによるもので、全米社会科教育評議会（National Council for the Social Studies）の機関誌86号（NCS S Bulletin No. 86）として発行された。そのメンバーには、R. Freeman Buttsを初め、関係する一流の学者が網羅されている。その意味でも“CIVITAS”は、アメリカの公民教育を集大成したものと言っても過言ではない。

“CIVITAS”は、幼稚園から高校までの一貫化した公民教育を対象としているが、日本の「学習指導要領」と違って、現場教育の教育課程を拘束するようなものではない。公民教育の教員や研究者を対象に、公民教育で基本的に何をどう教えたら良いか、という示唆を与えるものである。この点、文部省の「学習指導要領」が、系列的(sequence)な学習内容を中心にしているのと、必然的に異なっている。従って、“CIVITAS”と「学習指導要領」を同列に置いて比較することはできない。しかし、公民教育のあり方、内容構成、教授法等の多くの点で、比較研究の必要性があり、また学ぶべき点も多い。ただ、“CIVITAS”は、A4版で665ページもあり、今後多くの研究者に、様々な視点から研究分析してもらえばと期待している。

1989年の学習指導要領改訂の眼目は、国際化への対応であった。近年の激変する国際情勢や国際的情報化の動きの中で、これらに最も関連している公民教育は、学習内容のみならず、教授法や研究方法等についても国際化が要請されている。外国との比較研究や学術的交流が、もっと日本において推進されなければならない。

1、“CIVITAS”とは

“CIVITAS”という言葉は、ウェブスター(Webster's New International Dictionary, 3rd Edition)によれば、語源はラテン語であるが今は完全な英語となっているとのことである。それには2つの意味がある⁽³⁾。1つは、政治的に組織された地域社会または国家を構成する人間と制度の機能的な集合体ということであり、第2は、政治的秩序の公民(citizens)の中で分担されている共同体の責任、共通目的、そして観念を付与する公民的資質(citizen ship)の概念と価値である。R. F. Buttsは、“CIVITAS”がこれらの両方の意味がアメリカに関連しているものをできるだけ明確にそして完全に記述しようとしたと述べている⁽⁴⁾。

「序文」において、「アメリカにおける公民教育の究極的な目標は、立憲的民主主義の基本的価値と原理の実現に知識を持ち、かつそれにかかる公民の政治過程における広汎な参加にある。これらの原理は、参加する公民の決定が自由になされることが要請される。権威主義的な体制は、”正統性”を確立するために、また反対するものを罰するため、あるいは従順な国民の標準的モデルに従わせることに失敗した場合において、国民の参加を数多く要求する。しかし、立憲的民主主義は、自治の過程に入る民主主義の提供に全く自由である公民の自発的な参加に依存しなければならない。教育と模範は、構成員の自発的な参加を促し、我々の学校の公民的使命の中心的な場をはっきり示す仕事として、民主主義の処理における数少ない手段の中にある。」と、公民教育の目標を示している⁽⁵⁾。

“CIVITAS”的主たる目標として、公民教育のフレームワークは、地域社会と国家の社会的及び政治的生活における青年の、公民的能力、公民的責任、そして広汎な参加を促進するために、公私立の初等・中等学校における公民教育の指導プログラムの開発あるいは充実のために、ガイドラインを示すことがある、としている⁽⁶⁾。「公民的能力」(Civic Competence)とは、アメリカの政治及び社会制度における効果的な参加のための能力である、としている⁽⁷⁾。このように、現在のアメリカにおいては、民主主義の基本を、国民の参加(participation)ということに置いている。「公民的責任」(Civic Responsibility)とは、公民の義務を果たすことにかかることである。これらの責任には、争点(issues)を研究すること、投票し、特にすべての国民と未来の世代の利益になる方法で政府の政策に影響を及ぼすこと、政治の機能の質を向上させるために働くこと、そしてボランタリーサービス(Voluntary Service)を通じて家族、近隣、地域社会を助けること、が挙げられている⁽⁸⁾。

“CIVITAS”的主な利用者とその活用について、“CIVITAS”は、このようなカリキュラムの開

発のために責任ある職業的教育者のためのモデルと資料として特に企画されたとし、それに特に、州の教育省、地方の教育視学官、私立の学校、カリキュラム専門家を含むものであるとしている⁽⁹⁾。そのほかこのフレームワークは、公民教育の、教員養成者、教科書執筆者、その他公民教育関係者のための資料として役立つ。また教材のためという教師の要求に対応されてはいないかもしれないが、多くの教師は、指導計画を立てたり、カリキュラム資料を選択するのに役立つことがわかるであろう。学問的であるとないとにかかわらず公民教育を計画し充実させようと考える行政官、市民団体(ボーイ／ガール・スカウト、ロータリークラブ、アメリカ・リージョン等)、企業、労働組合、職業組織は、このフレームワークを役に立つ資料と思うであろう。

フレームワークの構成として、2つの主要な部分がある。第1は、フレームワークの基本的哲学、目的、性格を説明する「原理」(Rationale)である。第2は、公民教育が有成するべき「目標と目的」(Goals and Objectives)の記述である。「目標」は、公民教育の目的の一般的表現である。それらは、育成しなければならない能力と、生徒が公民教育の結果として達成しなければならぬことの輪郭を描くことである。「目的」は、公民教育の目標達成のために到達しなければならない教育的結果のさらに特定された表現である。「目標と目的」の記述は、生徒のための教授プログラムと経験の計画に焦点が当てられている。それは、目標と目的が達成される方法を明らかにするものではない。例えば、使われる方法、生徒に与えられる経験等である(しかし、第Ⅱ部と第Ⅲ部にあるモデル領域と系列に、方法が示唆されている)。

この「目標と目的」は、3つの部に別れている。第Ⅰ部は、「公民的徳」(Civic Virtue)であり、目標は、公民の中に公民的資質を育成することと、有能で責任ある公民的資質に要求される基本的価値と原理にかかわることである。第Ⅱ部は、「公民的参加」(Civic Participation)で、目標は、公民の中に、政策の形成、手段、採決、執行を監視し、影響を及ぼすための参加の技能を育成することである。それに共に、近隣と地域社会の問題を解決するためのボランタリーな努力に参加することである。第ⅡⅠ部:よ、「公民的知識と知的技能」(Civic Knowledge and Intellectual Skills)で、目標は、政策の形成、手段、採決、執行を監視し、影響を及ぼすための知識と知的技能を公民に供与することである。それに共に、近隣と地域社会の問題を解決するためのボランタリーな努力に参加する知識と知的技能を同様に公民に供与することである。それと共に、近隣と地域社会の問題を解決するためのボランタリーな努力に参加する知識と知的技能を同様に公民に供与することである。

“CIVITAS”の記述の形式としては、別図に「モデル・フォーマット」を示した⁽¹⁰⁾。まず「目的」が示され、次いで「参照のフレーム」として、「概念的見方」「歴史的見方」「現代的見方」の3つの視点から展開されている。

2. 日米の公民教育カリキュラム

日本の社会科は、第2次世界大戦後、アメリカの Social Studiesを導入して創設された。このため、いわゆる初期社会科は、翻訳といわれるほど、アメリカの社会科と類似していた。小中高のカリキュラムは、統合的な社会科で一貫化されていたし、「学習指導要領」は参考資料に過ぎず、カリキュラムは現場教師が自主編成することになっていた。このストレートなアメリカ社会科の導入が、現場教師に消化不良を起こし、1955年の系統学習化への転換となつた。また、1958年改訂から、「学習指導要領」の法的拘束化が行われるようになった。これにより初期社会科は、大きく変化し、日本独自の社会科への道を歩むこととなつた。公民教育に関して言えば、系統化により、中学校社会科「政治・経済・社会的分野」から高校社会科「社会」へ系列化が明確になった。1960年の改訂で、高校の「社会」は、「倫理・社会」と「政治・経済」に分化された。1969年の改訂で、中学校社会科の「政治・経済・社会的分野」は、「公民的分野」に改称された。1978年の改訂で、高校社会科は、新しく「現代社会」が必修科目として設置され、「倫理」と「政治・経済」が選択科目とされた。

1988年(平成元)の「学習指導要領」の改訂は、社会科の解体といわれるような大きな変革をもたらした。高校の社会科は、「地理歴史科」と「公民科」に分割され、小学校低学年の社会科と理科は、「生活科」に統合された。これにより、公民教育の系列は、幼稚園・領域「人間関係」—小学校低学年「生活科」—小学校中高学年「社会科」—中学校社会科「公民的分野」—高等学校「公民科」のようになつた。高校公民科は、「現代社会」「倫理」「政治・経済」の3科目で構成される。

日本の「学習指導要領」主導による変化に対して、アメリカの場合は、拘束性のある「学習指導要領」は存在せず、全国画一的な改訂は行われない。最も大きな動きは、1957年のスパートニク・ショックに始まる「教育の現代化」による「新社会科」(New Social Studies)であった。「新社会科」といっても、画一的なものではなく、それぞれ特色のある多くのプロジェクトの案であるが、いずれも新しい社会科の創造を目指したものであり、次のような共通点が見られる⁽¹¹⁾。(1)社会諸科学の進歩に基づき基礎的教育を対応させるため、学問を構造的に

□ MODEL FORMAT

Part Three. Civic knowledge and skills

THE NATURE OF POLITICS AND GOVERNMENT

TOPIC 1. Political authority

It was from America that...ideas long locked in the breast of solitary thinkers, and hidden among Latin folios, burst forth like a conqueror upon the world...and the principle gained ground, that a nation can never abandon its fate to an authority it cannot control.

Lord Acton(1907)

As an essential basis for understanding the nature of politics and government the citizen should understand the nature of political authority, differing positions on the sources of its legitimacy, the difference between the legitimate use of authority and the use of power without authority, the history of the evolution of political authority, and contemporary events and issues related to authority.

OBJECTIVES

The citizen should be able to

1. discriminate between the exercise of political authority and the use of power without authority.
2. take and justify (or evaluate) positions on proper sources of authority and whether the exercise of authority is legitimate.
3. explain the significance of limitations on authority.
4. explain why consent is a basis of authority.
5. distinguish between different forms of consent and explain the circumstances under which each form occurs.

Each of these sections includes a brief introductory statement of content and goals.

contains statements of the intellectual skills required of citizens to be able to apply the knowledge specified in the frame of reference to historical and contemporary situations, events, and issues.

FRAME OF REFERENCE

Conceptual perspective

1. Political power and authority. Power and authority are to be distinguished from each other.
 - A. Political power. Political power is the capacity to control, direct, or exert influence over something or someone, whether or not there is a right to do so.
 - B. Political authority. Political authority is the legitimized and institutionalized right to exercise power. Authority implies the right to exercise power, whether or not adequate means are available to carry out what those in authority decide. Some of the basic characteristics of political authority with which citizens should be familiar are the following...

Historical perspective

1. Political authority in the ancient world. Concepts of political authority have undergone many changes from classical times to the present. Claims to authority were based upon claims to divine revelation or divine sanction, as in the case of Moses ; authority for the rulers of Plato's *Republic* was...

Contemporary perspective

1. Disputes of legitimacy. The world today teems with contention over issues regarding the legitimacy of authority claimed over those subject to it , the proper source of authority is similarly disputed. Examples of the first issue include the Northern Ireland minority's rejection of the authority of the British crown and the similar rejection by West Bank and Gaza Strip...Israel's authority to rule them. in a different vein, in the spring of 1989 the Chinese students challenged the scope and...

contains a statement of fundamental concepts and other ideas related to the topic or subtopic which should form one part of the citizen's frame of reference.

contains brief statements of illustrative historical events, trends, issues, facts, figures, and scholarly and literary works related to the concepts and ideas which should form a second part of the citizen's frame of reference.

contains brief statements of illustrative contemporary events, issues, and findings of social science research related to the concepts and ideas which should form the third part of the citizen's frame of reference.

とらえ、系統的な積み上げを行おうとした。このため、概念(concept)や一般法則(generalization)が重視されている。(2) 学習者の主体的学習を重視し、学習指導法として、発見学習と探究学習が採用された。(3) 国際化社会、情報化社会という現実から、同心円的拡大主義が否定され、小学校低学年から教材を国際化させた。(4) 従来の西欧中心主義を改め、非西欧社会の学習を増大させた。(5) 文化人類学、心理学、学際的な新分野などの成果が、積極的に取り入れられるようになった。(6) 改めて人間の本質や人間性を社会科の中心に置こうという考え方方が打ち出された。その中心はブルーナーが関与した人間カリキュラム(Man: A Course of Study)である。(7) 価値観の多様化が顕著になった社会状況を受けて、価値や意思決定が重視されるようになった。

この「新社会科」によってまったく社会科のカリキュラムが一変したということではなく、意外な程全国画一的な内容系列が見られ、最も一般的なパターンは次のようにになっている
(12)

幼稚園—自己、学校、地域社会、家庭	日本(領域「人間関係」)
第1学年(小1)—家族	(生活科)
第2学年(小2)—近隣	(生活科)
第3学年(小3)—地域社会	(地域学習—市町村)
第4学年(小4)—州史、地域の地理	(地域学習—都道府県)
第5学年(小5)—アメリカ史	(産業学習)
第6学年(小6)—世界文化	(歴史、政治、国際関係)
第7学年(中1)—世界地理または世界史	(地理、歴史)
第8学年(中2)—アメリカ史	(地理、歴史)
第9学年(中3)—公民または世界文化	(公民)
第10学年(高1)—世界史	(地理歴史科、公民科)
第11学年(高2)—アメリカ史	(地理歴史科、公民科)
第12学年(高3)—アメリカの政治	(地理歴史科、公民科)

「教育の現代化」は、理数系を中心に新しい学問的成果を取り入れようとし過ぎるために、「人間性」や「基礎学力の見直し」といった反省が生まれ、人間中心社会科や「基礎に帰れ」運動などが起こされた。

公民教育のカリキュラムについては、アメリカの社会科が、小学校低学年から、規則の必

要性、国家、国旗、大統領などを取り上げ、3年の地域学習では、地方自治、選挙、政治参加など、本格的な政治学習が取り入れられているのに対し、日本の場合は、3年で公共施設、4年で健康や安全に関連して行政の働きを学習する程度で、かつて存在していた市役所や県庁の学習がなくなってしまっている。本格的公民学習は、小学校6年から始まっている。

3. 公民的徳 (Civic Virtue)

利害と個人的問題を度外視して、公益のために進んで行うことを意味してきた。“CIVITAS”は、公民の国家と自由民主主義の両方の観点を含むように伝統的定義を拡大している⁽¹³⁾。“CIVITAS”フレームワークでは、公民的徳は、公民的資質と公民的関与という用語で記述される。「公民的資質」(Civic Dispositions)は、民主制度の健全な機能と公益に伝導する公民の態度と心の習慣に関するものである。「公民的関与」(Civic Commitments)は、アメリカの立憲民主主義の基本的価値と原理に、公民の自由に、理由のある関与に関するもので、ある。公民的徳は、勇気と正直といったような私的あるいは個人的生活に關係ある徳とは区別される(時には重なり合う場合もあるが)。これらの資質と関与は、2つの理由で絶対必要なものである。第1に、これらは、公益を促進するのに効果的な働きを政治過程になすことができる。第2にこれらは、個人の権利の保護を含めて、アメリカの政治制度の基本的理想的実現に貢献する⁽¹⁴⁾。

“CIVITAS”は、その究極的目標を、「アメリカの民主主義の発展と強化のために 必要な公民的価値に、生徒自身がかかわるように、公民的知識と公民的参加の技能を、生徒が獲得できるようにすることである」としている⁽¹⁵⁾。そしてこの究極の目標を、「公民的徳」という用語で統括した。この言葉は、現代的用法ではなじみがないけれども、アメリカの創設の経験からの伝統的な価値のひとつに気付かせるだけでなく、ますます複雑化、分裂化、相互依存化しつつある世界に直面しているアメリカの公民にとって、必要とされる公益への「資質」と「関与」に注目させることになる用語として甦らせることになる。

日本の社会科・公民科が、目標を「公民的資質」「公民としての資質」に集約しているのに対し、「公民的徳」としているのが、「CIVITAS」の何よりの特色である。“virtue”を「徳」と訳してよいか問題であるが、私はその意味を持たせて受け取っている。特に度重なる政治汚職事件を考えると、公民に「徳」という要素を持たせる必要性を痛感するのである。

「公民的資質」には、次のような概念が含まれているとされている⁽¹⁶⁾。1 公民性(civil

ty), a 尊重(respect), b 公民的論議(civil discourse)(争点の論議(addressing the issue), 相手の論議を聞くことによる権利の尊重(respecting the right of others to be heard), 2 個個人的責任(individual responsibility), 3 自制(self-discipline), 4 公民的精神(civil-mindedness), 5 広い心(open-mindedness), a 寛大さ(openness), b 懐疑主義(skepticism), c 多義性の容認(recognition of ambiguity), 6 妥協(compromise), a 主義の葛藤(conflict of principles), b 妥協の限界(limits to compromise), 7 多様性の寛容(tolerance of diversity), 8 忍耐と不屈(patience and persistence), 9 同情(compassion), 10 雅量(generosity), 11 国家とその主義への忠誠(loyalty to the nation and its principles).

「公民的関与」には、次の概念が含まれているとされている⁽¹⁷⁾。1 国民主権(popular sovereignty), 2 立憲政治(constitutional government), a 法の支配(the rule of law), b 三権分立(separation of power), c 抑制均衡(checks and balances), d 少数の権利(minority rights), e 軍部のシビリアン・コントロール(civilian control of the military), f 政教分離(separation of church and state), g 資力(power of purse), h 連邦主義(federalism)。また、アメリカ立憲民主主義の基本的価値として、次のものが挙げられている。1 公益(the public or common good), 2 個個人的権利(individual rights), a 生命(life), b 自由(liberty)(個入的自由(personal freedom), 政治的自由(political freedom), 経済的自由(economic freedom), c 幸福の追求(the pursuit of happiness), 3 正義(justice), 4 平等(equality), (政治的平等(political equality), 法的平等(legal equality), 社会的平等(social equality), 経済的平等(economic equality), 5 多様性(diversity), 6 真実(truth), 7 愛国心(patriotism).

4 公民的参加(Civic Participation)

公民教育の第2の究極的目標は、立憲民主主義の基本的価値と原理の具体化に、知識を持ち、有能でかかわることのできる公民による、その所属する集団の統治への幅広い参加である。その統治には、地方、州、国家が含まれているが、教会、労働組合、企業、その他の私的団体、そして学校の統治も含まれる⁽¹⁸⁾。

低学年のレベルから、公民教育の中心は、学級、学校、社会的集団などから始まる各種の集団の統治に参加させるように生徒を圧向けていかなければならないし、適当な段階で、公的

な政治制度と政治過程を取り扱って行くことになる。中等教育の最終段階までに、公民教育は、公的政策の形成、権限付与、裁定、施行、を監視し、それに影響を与える能力と責任を持って参加するために必要な、知識、技能、資質、そして道徳的関与が、生徒に、最高に育成されるようにしなければならない⁽¹⁹⁾。

立憲民主主義の価値と原理に調和するには、参加への生徒の決定は、自由に行われなければならない。権力を正当化させるためここ参加を要求したり、あるいは投票しなかったり、自己の考えに固執するようなものが罰せられたりするのが、権威主義的制度の典型である。それに対して立憲民主主義では、学校の公民的使命の重要性をはっきりさせることで参加を促す教育を信頼しなければならない⁽²⁰⁾。

“CIVITAS”にもとづく指導計画は、統治に参加しようとする生徒に、次のようなことによって促進しなければならない⁽²¹⁾。1 効果的に参加するのに必要な知識と技能を与えること、2 能力と効能を生徒に育成するように企画された、参加の実際的な経験を与えること、3 公民的参加の重要性の理解を深めること。

「公民的参加」に関連する概念としては、次のものが挙げられている⁽²²⁾。1 行動するための決定(deciding to act), 2 公的政策に影響を及ぼすための計画(planning to affect public policy), a 情報の収集(information gathering), b 行為者の確認(identifying the actors)(支持するものの確認(identifying sources of support), 反対するものの確認(identifying sources of opposition), c 予定(scheduling), d 参加の形式の選択(selecting forms of participation), e 結果の予測(estimating outcomes), f 行動の決定(deciding to act), g 時機(timing), 3 行動計画の実施(carrying out a plan of action), a 情報の伝達(communicating), b 支持の獲得(gaining support), c 計画の段階の実施における技能(skill in carrying out planned steps)。

以上のように、「CIVITAS」は、公民教育の目標として、「公民的徳」と「公民的参加」を掲げ、民主主義体制に主体的にかかわる人材を育成することに主眼を置いている。これに対し、日本の社会科・公民科は、「公民的資質」「公民としての資質」という包括的な目標の提示に終わっている。

「政治参加の歴史的展望」としては、a 国家的参加の歴史, b 地方的参加の歴史, c 公民的及び軍事的参加の歴史 の項目が挙げられ、詳細な展開が示されている⁽²³⁾。

「参加」を教えるための教授法としては、次のものが挙げられている⁽²⁴⁾。1 典型的公民、2 学校運営への参加、3 活動的公民の観察とインタビュー、4 地域社会への奉仕

、5 選挙への参加、6 模擬政治とシミュレーション・プロジェクト、7 政策的争点についての演説・意見文書・討論、8 地域調査、9 行動計画。

5 公民的知識と技能(Civic Knowledge and Skills)

この公民的知識とは、公民として役立つために理想的に知らなければならないことと専門家が信じていることを、それぞれの専門分野について概要を記したものである⁽²⁵⁾。それらは、公民が知らなければならない概念、歴史的知識、今日の社会の争点についての知識、から成っている。内容は、I 政治と政府の性格、II 合衆国の政治と政府、III 公民の役割、の3部で構成されている。見た通り政治的内容が大部分を占めている。項目は、以下のような構成になっている⁽²⁶⁾。

I 政治と政府の性格

- 1 政治的権威
- 2 国家の性格
- 3 政府の類型
- 4 政治と政府

a 道徳と政治, b アメリカの経済制度, c 公共選択理論, d 地理と公民的資質,
e 宗教と公的生活, f 人種と民族的多様性, g 性的争点, h アメリカと国際制度

5 法律と政府

a 法の概念と目的, b 司法制度の主な類型, c 國際法

II 合衆国の政治と政府

1 基礎的価値と原理

a 基礎的価値, (1)公益, (2)個人的権利, (3)正義, (4)平等, (5)多様性, (6)真実, (7)愛國心

b 基礎的原理, (1)国民主権, (2)立憲政府(a 三権分立と抑制均衡, b 政教分離,
c 連邦主義, d 基本的原理の中の紛争)

2 政治的制度と過程

a 公的制度と過程, (1)議会と大統領, (2)公民と官僚, (3)アメリカの司法制度,
(4)州と地方の政治

b 非公式な制度と過程, (1)政党と選挙, (2)利益集団, (3)政治と環境,

- (4) 報道と政治過程, (5) テレビと政治, (6) 世論,
(7) 宣伝の性格と役割, (8) ワシントン政治の非公式過程

III 公民の役割

- 1 公民の責任
 - 2 公民の権利, a 個人的権利、b 人権
 - 3 参加の型, a 民主的観点における公民の不服従, b 公民と政策過程
- これに対し、日本の中学校社会科「公民的分野」の内容項目を見ると、次のようにになっている。
- (1) 現代の社会生活, ア 個人と社会, イ 現代の文化と生活, ウ 情報と社会
 - (2) 国民生活の向上と経済, ア 生活と経済, イ 国民生活と福祉, ウ 経済生活と国際協力
 - (3) 民主政治と国際社会、ア 人間尊重と日本国憲法、イ 民主政治と政治参加、ウ 国際社会と平和

このように、かつての「政治・経済・社会的分野」の伝統的流れから、政治・経済・社会の三本柱できっちり構成されているのがわかる。

“CIVITAS”は、日本の『学習指導要領』のように学年別のカリキュラムを提示しているのではない、「政治と政府の性格」でモデル的な領域と系列を示している。幼稚園から小学校3年までの段階では、1 政府、2 合衆国政府により提供される重要な目的、例えば、法律と政府の行動、a 秩序、予報、安全の感情の推進、b 社会の利益、重荷の配分の管理、c 個人と集団の間の紛争の平和的解決のための手段の提供、d 個人の権利の保護、e 福祉の増進⁽²⁷⁾。4学年から6学年では、3として、政府の類型、a 王政、b 自由民主主義、c 全体主義が追加されている⁽²⁸⁾。

日本の小学校社会科では、3年で、公共施設の利用、商店街の学習で消費者教育(初步的経済学習)、4年で、健康や安全に関連した行政の働き、5年で、産業学習や貿易の学習を通して経済学習、などが行われるが、本格的な公民教育は、6年になってからである。身近な現象を通して地方行政や政治の働きを学習する、選挙や国会の学習によって議会政治を学ぶ、憲法学習になって人権や国の制度を学習する、国際連合などの学習を通して国際理解を深める、などが盛り込まれている。その点アメリカの社会科の教科書では、3年の地域社会の学習で、選挙、議会、法律、行政などの本格的な政治学習が要開されている。それのみでなく、1年から6年まで、政治、経済の概念設計が組み立てられているのが一般的である。例

えば、ハーコート・ブレイス・ジョバノビッチ社の教科書⁽²⁹⁾の政治の概念設計では、1年一個人は、一般ここお互いに承認されたルールを学ぶ(単元4)、2年一集団の構成員はルールによって治められる(単元2)、3年一人間の集団は、社会全員に影響する決定を行うために政府を形成する(単元6、7)、4年一人間の中の平和的な相互作用は、社会的統制ここかかっている(単元5、6)、5年一社会の中の異なった文化は必要に応じて政府を活用する(単元5)、6年一政治制度は社会の中の集団の相互作用にかかっている(単元5)⁽³⁰⁾。

中等教育に当たる、7-9学年では、先の小学校の概念のうち、政府の類型が、a 王政・貴族政、b 自由民主主義、c 20世紀共産主義、d フاشィズム、とされ⁽³¹⁾、10-12学年では、国家の観点、a 貴族的伝統主義、b 自由民主主義、c 古典的マルキシズム、e 社会民主主義、f フاشィズム、とされている⁽³²⁾。

「CIVITAS」(公民教育のためのフレームワーク)は、この国(アメリカ)の政府、政策、そして公民的資質の豊富で多様な理解を深めようとする研究者に役立つように企画されたものであり、今後の公民教育充実のための道路地図となるであろう、と序文で述べられている⁽³³⁾。その意味で、現場教育を拘束するカリキュラムである日本の「学習指導要領」とは基本的に異なるものであるといえる。しかし、公民教育の一線級の専門家が集められ、公民教育の基本的なあり方と、その内容を、総合的に集大成した初めての所産であり、今後の公民教育の指針となるものであり、アメリカ公民教育のバイブル的存在になるものである。日本においても公民教育関係者が、その研究分析を行い、日本の公民教育の在り方を問い合わせ、第一の参考資料とすべきものであると考えられる。ただ阿分にも700ページ近い分量であり、共同研究が必要となろう。

「CIVITAS」の特色は、何よりも「民主主義」を担う公民の育成ということに焦点が当てられていることである。公民教育の究極的目標を、「公民的徳」と「公民的参加」という概念で示している。日米とも、近年選挙における投票率が低下傾向にある⁽³⁴⁾。92年参院選は、全国平均で50.72%と、有権者の半数が棄権する史上最低の投票率であった。アメリカでも、政治離れ現象に危機感があり、民主主義の基本としての政治参加の意義が強調されている。こうした点から、「CIVITAS」は、政治中心であり、日本の関係者から批判があるかと思う。この点は、それぞれの国柄として受け止めざるを得ないであろう。

時あたかも佐川急便事件が急展開を見せており、日本の政治の在り方を憂慮せざるを得ない状況にある。私は、「CIVITAS」が目標の中心に置いた「公民的徳」に注目した。Virtueは「徳」より広義で、DispositionとCommitmentを含むものであるが、私は、「徳」の意味を含

ませて考えたい。日本の政治家も国民も、正にこの「徳」が今求められているのではないだろうか。

注

- (1) 文部省『高等学校公民指導資料—指導計画の作成と学習指導の工夫』1992年, p. 1.
- (2) Charles N. Quigley ed.: CIVITAS—A Framework for Civic Education, (National Council for the Social Studies Bulletin No. 86), 1991, Center for Civic Education. (以下“CIVITAS”とする)
- (3) “CIVITAS”, p. XI-X.
- (4) “CIVITAS”, p. XI-X.
- (5) “CIVITAS”, p. 1.
- (6) “CIVITAS”, p. 1.
- (7) “CIVITAS”, p. 1..
- (8) “CIVITAS”, p. 1.
- (9) “CIVITAS”, p. 1.
- (10) “CIVITAS”, p. 10.
- (11) 教科書研究センター編『教科書から見た教育課程の国際比較』3. 社会科編, ぎょうせい, p. 46.
- (12) 教科書研究センター編著『社会科教科書の日米比較』第一法規, pp. 29-30.
- (13) “CIVITAS”, p. 11.
- (14) “CIVITAS”, p. 11.
- (15) “CIVITAS”, p. 11.
- (16) “CIVITAS”, pp. 13-14.
- (17) “CIVITAS”, pp. 14-16.
- (18) “CIVITAS”, p. 39.
- (19) “CIVITAS”, p. 39.
- (20) “CIVITAS”, p. 39..
- (21) “CIVITAS”, p. 39..
- (22) “CIVITAS”, p. 44.

- (23) "CIVITAS", pp. 47-88.
- (24) "CIVITAS", pp. 89-90.
- (25) "CIVITAS", p. 93.
- (26) "CIVITAS", pp. 95-650.
- (27) "CIVITAS", p. 161.
- (28) "CIVITAS", p. 163.
- (29) Harcourt Brace Jovanovich; Principles and Practices in the Teaching of the Social Sciences-Concepts and Values, 1975.
- (30) 教科書研究センター編, 前掲書, p. 97.
- (31) "CIVITAS", pp. 164-165.
- (32) "CIVITAS", p. 166.
- (33) "CIVITAS", p. xv.
- (34) 阪上順夫「有権者教育の日米比較研究」東京学芸大学紀要第3部門社会科学第39集, 1987年, p. 146, 参照。